

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた倉吉市議会の対応について

令和2年4月21日 会派代表者会決定

令和2年7月3日 改正

令和2年9月16日 改正

令和3年4月19日 改正

倉吉市議会として、新型コロナウイルス感染予防による早期終息に向けて、下記のとおり対策を講じるものとする。なお、今後の感染の広がり等により適宜見直すものとする。

1 議会運営での対応について

(1) 議場及び会議室

- ・ 注意喚起の掲示（感染予防に向けた手指消毒、マスク着用、咳エチケット等）
- ・ アルコール消毒液の設置
- ・ 換気の実施（休憩時は必ず窓や扉を開放し換気を行う）
- ・ 議場、会議室の扉は可能な限り開放のまま会議を実施
- ・ ソーシャルディスタンスの確保（議席、執行部席、傍聴者席）
- ・ アルコール消毒の徹底（ドアノブ、机、マイク等の設備備品）
- ・ アクリル板の設置

※控室についても、感染予防対策を実施

(2) 議員及び執行部

- ・ 登庁前の検温の実施（発熱がある場合は登庁しない）
- ・ 風邪の症状やその他の体調不良の場合の出席の自粛
- ・ 登庁時の手洗い、アルコール消毒、マスク着用の徹底
- ・ マスク又はマウスシールド着用での発言を認める
- ・ 委員会等では、執行部の説明者は案件や部局ごとに入れ替えを実施

(3) 傍聴者

- ・ 入場時の検温のお願い（発熱がある場合は傍聴の自粛）
- ・ 手洗い、アルコール消毒、マスクの着用による入場のお願い
- ・ 健康状況シートへの記入と風邪や発熱等の体調不良者の入場自粛のお願い
- ・ 傍聴者同士のソーシャルディスタンスの確保

2 行政視察等について

(1) 当面の間、常任委員会等の県外視察や研修の往来の自粛

(2) 当面の間、他議会からの視察受け入れの見合わせ（ホームページに掲載中）

3 議員活動について

(1) 議員活動において、自身の生活に合った「新しい生活様式（三つの密を避ける行動など）」を実践し、自身の感染防止や周囲への感染拡大防止に努める

(2) 感染者が増加傾向にある、又は感染が多数発生している地域への移動に際しては、移動先の状況や各自治体が出す情報等を確認し、感染リスクが高い場所を極力避けるとともに、感染予防対策を徹底するなど慎重に行動

4 感染が疑われる場合の対応について

- (1) 議員本人又は議員の家族の感染が疑われる場合、かかりつけ医等の身近な医療機関又は受診相談センター、接触者等相談センターへ相談し、その指示、指導等に従い行動
- (2) 現在の状況を直ちに議長（議会事務局）に報告
- (3) 相談の結果、特に制限等が必要ないことの確認ができれば登庁可

5 感染者又は濃厚接触者と判明した場合の対応について

- (1) 議員本人が感染者と判明した場合
 - ・ 保健所の指示、指導等に従い行動
 - ・ 感染が判明した日及び感染の経過並びに現在の状況を直ちに議長（議会事務局）に報告
 - ・ 主治医の許可が出るまでは登庁禁止
- (2) 議員本人が濃厚接触者と判明した場合
 - ・ 保健所の指示、指導等に従い行動
 - ・ 濃厚接触者と判明した日及び現在の状況を直ちに議長（議会事務局）に報告
 - ・ 保健所からの連絡により、特に制限等が必要ないことの確認ができれば登庁可
- (3) 議員の家族が感染者と判明した場合又は濃厚接触者と判明した場合
 - ・ 保健所の指示、指導等に従い行動
 - ・ 家族が感染した日又は濃厚接触者と判明した日並びに現在の状況を直ちに議長（議会事務局）に報告
 - ・ 保健所からの連絡により、特に制限等が必要ないことの確認ができれば登庁可
- (4) 庁舎内の消毒等
 - ・ 議員本人が感染者と判明したことが報告された場合、保健所の指示、指導等があれば、庁舎内の消毒作業等を実施

6 議員本人が感染者と判明した場合の情報公開について

- (1) ホームページへの掲載及び記者クラブへの情報公開
 - ・ 倉吉市議会議員が感染した事実及び人数について情報を公開
 - ・ 本人の同意があった場合は、氏名、年齢（年代）、症状等の情報を公開
- (2) 各議員への情報提供
 - ・ 本人の同意の有無に関わらず、氏名等を含めた情報を提供

7 議会広報について

議会としての取り組みや注意喚起を以下の方法で行う

- (1) 議会だより
- (2) ホームページ